

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号。以下「施行規則」という。）第49条第1号に規定する知事が認めるものに関して和歌山県において必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 施行規則第49条第1号の規定による知事の認定（以下「認定」という。）を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、第一種フロン類引取等業者認定申請書（様式第1）に次の書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合にあつては登記事項証明書、申請者が個人である場合にあつては住民票の写し
- (2) 引き取ったフロン類の管理方法及び第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引き渡し手順の詳細を記した業務計画書
- (3) 第一種フロン類充填回収業者からフロン類の引取りを自ら行う者又は当該引取りに立ち会う者が、フロン類の性状並びにフロン類の充填及び回収方法について十分な知見を有する者であることを証する書類
- (4) 施行規則第49条第1号に規定された記録の作成及び保存並びに知事への報告の方法を記載した書類
- (5) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定による許可を受けていることを証する書類の写し又は同条第2項の規定による届出を行ったことを証する書類
- (6) フロン類回収設備、フロン類回収容器、冷媒の分析機器その他のフロン類の回収等に必要な機器について所有権その他使用の権原を有することを証する書類並びにその設備等の種類及び能力を説明する書類
- (7) フロン類回収容器の保管場所の見取図
- (8) 申請者が第3条第8号アからウに該当しないことを説明する書類

(認定の基準)

第3条 知事は、前条の認定の申請が次の各号の基準を全て満たしていると認めるときに、認定を行うものとする。

- (1) 第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取る事業所を和歌山県内に有していること。
- (2) 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類について、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であること。
- (3) 第一種フロン類充填回収業者からフロン類の引取りを自ら行う者又は当該引取りに立ち会う者が、フロン類の性状並びにフロン類の充填及び回収について十分な知見を有する者であること。
- (4) フロン類の引取り及び引渡しについて適正に管理、記録及び県知事に報告できる体制が整備され

ていること。

- (5) 認定を受けようとする事業所について、高圧ガス保安法第5条第1項の規定による許可を受けていること又は同条第2項の規定による届出を行っていること。
- (6) 引取りをしようとするフロン類に対応するフロン類回収設備、フロン類回収容器及び冷媒の分析機器について所有権その他使用の権原を有すること。
- (7) 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類を保管する専用の場所が確保されていること。
- (8) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第29条第1項第1号から第5号のいずれかに該当するもの。
  - イ 第8条第1項の規定により認定を取り消され、その処分の日から2年を経過しないもの。
  - ウ 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの。

#### （認定等の通知）

- 第4条 知事は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一種フロン類引取等業者認定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、認定を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を第一種フロン類引取等業者認定拒否通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

#### （認定の更新）

- 第5条 認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前3条の規定は、前項の更新について準用する。
- 3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

#### （変更の届出）

- 第6条 認定を受けたもの(以下「第一種フロン類引取等業者」という。)は、第2条の第一種フロン類引取等業者認定等申請書又はその添付書類の記載事項に変更(フロン類回収設備の増加を除く。)があったときは、その日から30日以内に、その旨を第一種フロン類引取等業者変更届出書(様式第4)により知事に届け出なければならない。

#### （廃業等の届出）

- 第7条 第一種フロン類引取等業者は、その事業所におけるフロン類の引取り及び引渡しを廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を第一種フロン類引取等業者業務廃止届出書(様式第5)に認定通知書を添えて知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 知事は、第一種フロン類引取等業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取消すものとする。

(1) 不正の手段により認定を受けたとき。

(2) 法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令(平成13年政令第396号)若しくは施行規則又は法に基づく処分に違反したとき。

(3) 第3条各号に定める基準に適合しなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を第一種フロン類引取等業者取消通知書(様式第6)により第一種フロン類引取等業者であった者へ通知するものとする。

(引取り等の状況の記録等)

第9条 第一種フロン類引取等業者は、施行規則第49条第1号イに掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から5年間、その事務所に保存しなければならない。

2 第一種フロン類引取り等業者は、施行規則第49条第1号ロに掲げる事項について、毎年度終了後45日以内に、第一種フロン類引取等業者業務実施状況報告書(様式第7)により知事に報告しなければならない。

第10条 この要綱に定めるもののほか、第一種フロン類引取等業者の認定に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

様式第1 (第2条関係)

第一種フロン類引取等業者  
認定申請書  
認定の更新

※認定番号	
※認定年月日	

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 (郵便番号)

住 所  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号の規定による、

認定を受けたいので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条認定の更新

第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する要綱第2条の規定により、

関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)	電話番号	
引取りをしようとするフロン類の種類	CFC	HCFC	HFC
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台	台	
HCFC用	台	台	
HFC用	台	台	
CFC、HCFC兼用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	
HCFC、HFC兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台	
フロン類回収容器の台数	台		
冷媒の分析機器の台数	台		
フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者の役職名及び氏名	職	氏名	

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4(第6条関係)

第一種フロン類引取等業者変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

認定番号

フロン類の引取り及び引渡しに係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する要綱第6条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第一種フロン類引取等業者業務廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

認定番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外的認定に関する要綱第7条の規定により、次のとおりフロン類の引取り及び引渡しの廃止を届け出ます。

該当する番号を○で囲んで下さい。

1. 死亡(届出義務者:相続人)
2. 法人が合併により消滅(届出義務者:その法人を代表する役員であった者)
3. 法人が破産により解散(届出義務者:その破産管財人)
4. 法人が合併及び破産以外の理由により解散(届出義務者:その清算人)
5. フロン類の引取り及び引渡しの廃止(届出義務者:当該登録業者)
6. 個人から法人登録へ移行(届出義務者:当該個人登録業者)

廃業年月日 年 月 日

- 備考
- 1 廃業した日から30日以内に提出して下さい。
  - 2 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
  - 3 第一種フロン類引取等業者認定通知書を添付してください。
  - 4 その年度における第一種フロン類引取等業者業務実施状況報告書を添付してください。

第一種フロン類引取等業者業務実施状況報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者 (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

認定番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

C F C		
第一種フロン類充填回収業者から引き取った量		kg
年度当初に保管していた量		kg
第一種フロン類再生業者に引き渡した量		kg
フロン類破壊業者に引き渡した量		kg
年度末に保管していた量		kg
H C F C		
第一種フロン類充填回収業者から引き取った量		kg
年度当初に保管していた量		kg
第一種フロン類再生業者に引き渡した量		kg
フロン類破壊業者に引き渡した量		kg
年度末に保管していた量		kg
H F C		
第一種フロン類充填回収業者から引き取った量		kg
年度当初に保管していた量		kg
第一種フロン類再生業者に引き渡した量		kg
フロン類破壊業者に引き渡した量		kg
年度末に保管していた量		kg

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年 月 日

## 誓 約 書

和歌山県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

私

は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号  
当社及び当社の役員

の規定による認定の申請にあたり、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する要綱第3条第8号アからウに該当していないことを誓約します。

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する要綱第3条第8号)

ア フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項第1号から第5号のいずれかに該当するもの。

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項)

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第2条第11項に規定する引取業者をいう。第71条第2項及び第87条第2号において同じ。））、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第2条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第51条第2号ロ及び第64条第2号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を行けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 3 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 4 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
- 5 第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

イ 第8条第1項の規定により認定を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しないもの。

ウ 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があること。